

出席停止報告書 提出のお願い

学校において予防すべき感染症にかかった場合には、学校保健安全法第 19 条に基づき、欠席ではなく「出席停止」となります。お子様が下記の感染症にかかったと思われる場合は、必ず医師の診察を受け、療養期間について確認してください。集団生活に支障がない状態になりましたら、登校の目安を参考に医師の診断に従い、保護者の方が下記の必要事項を記入し学校へご提出ください。

これは、学校における蔓延予防の対策でありますのでご理解ください。

学 校 に お い て 予 防 す べ き 感 染 症	
第 1 種	①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨ジフテリア ⑩重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る） ⑪中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスに限る） ⑫特定鳥インフルエンザ（血清亜型が H5N1、H7N9 に限る）
第 2 種	①インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎 ⑤風しん ⑥水痘 ⑦咽頭結膜熱 ⑧新型コロナウイルス感染症 ⑨結核 ⑩髄膜炎菌性髄膜炎
第 3 種	①コレラ ②細菌性赤痢 ③腸管出血性大腸菌感染症 ④腸チフス ⑤パラチフス ⑥流行性角結膜炎 ⑦急性出血性結膜炎 ⑧その他の感染症

R5.5.8 施行

出席停止報告書

小・中・高 年 名 前 _____

保護者名 _____

【疾患名】 _____

インフルエンザの場合
〔 A ・ B 型 〕※受診した医療機関に
確認してください

【療養期間】 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

【発症状況】

発症日： 月 日

症 状： _____

受診日： 月 日 医療機関名 _____

学校で予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準に関する資料

	対 象 疾 病	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を経過するまで。
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の 恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	